

<指定混合肥料生産>

I 届出の手續方法

1 指定混合肥料生産業務に関する届出について

以下の表において、提出先が都道府県知事となっているものは、生産場所の所在地を管轄する県知事に生産を開始する1週間前までに指定混合肥料生産業者届を提出してください。

また、農協等が大臣登録肥料を1種以上原料として生産する場合も、県知事に届出てください。

表 指定混合肥料の届出の提出先

		使用原料等	生産/ 輸入	原料として使用される普通肥料の登録区分	書類の提出先
指定混合肥料	指定配合肥料	普通肥料+普通肥料 (単純配合・水造粒)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 (例:尿素、過石、化成肥料等を含む場合)	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合 (例:尿素、過石、化成肥料等を含まない場合)	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	指定化成肥料	普通肥料+普通肥料 (水造粒を含まない)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	特殊肥料等入り指定混合肥料	普通肥料+特殊肥料	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及びその化合物のみ)及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	土壌改良資材入り指定混合肥料	普通肥料+土壌改良資材	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及びその化合物のみ)及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事
		特殊肥料+土壌改良資材	生産	—	都道府県知事
輸入			—	農林水産大臣(地方農政局等)	

(1) 指定混合肥料生産業者届に必要な書類等

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ア 指定混合肥料生産業者届出書 | 1 通 |
| イ 登記簿謄本(法人の場合)または住民票(個人の場合) | 1 通 |
| ウ 地図(工場、事務所の所在地を示す略図) | 1 通 |
| エ 製造設計書 | 1 通 |
| オ 混合した肥料の保証票 | 各 1 通 |

(2) 指定混合肥料に係るその他の届出(変更・廃止してから2週間以内)

- | | |
|---------------------|-----|
| ア 届出事項に変更があった場合 | |
| 指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書 | 1 通 |
| 登記簿抄本等 | 1 通 |
| イ 生産を廃止した場合 | |
| 指定混合肥料生産事業廃止届出書 | 1 通 |

ウ 相続、合併、個人から法人になった場合

廃止届を提出後、新しく指定混合肥料生産業者届出を提出

2 届出書の受け取り通知について

指定混合肥料生産業者届が提出され受け取った場合は、整理番号を記した通知文を送付します